

# 芳賀町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

## 1 目的

芳賀町建築物耐震改修促進計画（3期計画）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、回収事業者の技術力向上、町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、芳賀町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、芳賀町建築物耐震化改修計画（3期計画）

「第3章 建築物の耐震改修の促進を図るための施策」に基づき策定する。

## 4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行う。

アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況について、町のホームページ等で公表する。

## 3 取組内容・目標・実績

| 計画   | 令和6年（2024年）度取り組み内容   | 令和6年（2024年）度目標   |
|--|--|--|
|  | <p>【財政的支援】</p> <p>(1)木造住宅の耐震診断士派遣事業の実施<br/>(2)木造住宅の耐震改修費（補強設計費含む）に対する一部補助を実施<br/>(3)木造住宅の耐震建替えに対する一部補助を実施</p> <p>【普及啓発等】</p> <p>(1)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・戸別訪問を実施</li></ul> <p>(2)耐震診断者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断結果報告時にパンフレット配布、説明により耐震改修等を促進</li><li>・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修等を行っていないものに対して、電話等による耐震改修促進を実施</li></ul> <p>(3)改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・改修事業者に対する耐震改修に係る説明会を実施</li><li>・耐震改修事業者リストを耐震診断実施者に案内</li></ul> <p>(4)町民に対する周知及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・広報等により耐震改修の必要性の周知を実施</li><li>・各種イベント、出前講座による普及啓発の実施</li><li>・パンフレット等により制度概要の周知を実施</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断士派遣戸数 5戸</li><li>・耐震改修費補助戸数 0戸</li><li>・耐震建替え費補助戸数 3戸</li></ul> |
| 前年度までの実績   |  |  |
| 令和5年度  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断士派遣戸数 4戸</li><li>・耐震改修費補助戸数 0戸</li><li>・耐震建替え費補助戸数 2戸</li></ul> |  |  |
| 令和4年度  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断費補助戸数 1戸</li><li>・耐震改修費補助戸数 0戸</li><li>・耐震建替え費補助戸数 2戸</li></ul> |  |  |
| 令和3年度  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震診断費補助戸数 4戸</li><li>・耐震改修費補助戸数 0戸</li><li>・耐震建替え費補助戸数 2戸</li></ul> |  |  |

| 自己評価  | 前年度（令和5年度）の取り組み実績  | 前年度（令和5年度）の課題                              |
|---|--|--|
|   | <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・戸別訪問を実施（ハツ木地区：19戸）</li><li>・耐震診断結果報告時にパンフレット配布、説明を実施</li><li>・改修事業者に対し、耐震改修に係る資料を送付</li><li>・町民を対象とした耐震改修に係るブース展示を実施</li><li>・町ホームページで制度を周知</li><li>・町広報で制度を周知</li></ul> | 耐震事業の更なる推進に向け、耐震化の必要性及び補助制度等の普及啓発を図る必要がある。 |
| 改善策   |  |  |
| 広報・各種イベントによる普及啓発やチラシ等により耐震補助制度のさらなるPRを実施する。 |  |  |